

人間の尊厳と人間性に対する犯罪(2)

— 政治制度の基底にあるもの —

若松 新

はじめに

本稿の前編⁽¹⁾では戦争犯罪としての「人間性に対する犯罪」(一般に言う「人道に対する罪」、「人道に対する犯罪」)ないし「人類に対する犯罪」⁽²⁾: Crimes against Humanity: Verbrechen gegen die Menschlichkeit)に言及した。「人間性に対する犯罪」という概念が登場したもう一つの目的は、人種差別の撤廃である。⁽³⁾に言う人種差別とは、具体的に言えば、(一) 奴隸制、(二) 現代版の奴隸政策と言えるアパルトヘイト (Apartheid: 人種隔離政策)、(三) ラテン語で「人種 (genus) を殺す (caedo) (こと)」⁽⁴⁾を意味するジェノサイド (Genocide: Völkermord: 集団殺戮) の三者であろう。

人種差別と戦争犯罪には関連性がある。法的に戦争犯罪が成立するか、もしくは、政治的ないし道義的に戦争責任が問題となる場合には、その根底に人種差別が必ずと言っていい程存在する。人種の偏見⁽⁴⁾と見えない差別意識の

源泉である経済的格差が混じりあった土壤に、戦争という「毒麦」の種がまかれたのである。ここに戦争責任が生じる原因があった。

本稿の第一の目的は「人間性に対する犯罪」と「人間の尊厳」という（二つの）概念が登場した淵源の解明にある。それが第二次世界大戦以前にもあるという心証を筆者は得ている。第二に「人間性に対する犯罪」という概念は、第二次世界大戦後のニュルンベルクと東京という独日の二都市で行われた国際軍事法廷でのみ取り上げられ、それ以降「消滅した」犯罪概念ではないことを示したい。この目的でいわゆるアパルトヘイト廃止協定などに言及したい。第三に「人間の尊厳」と良心の関係を解明し、第四に戦争犠牲者の遺したものを検討したい。

また本稿は「ボン基本法における『人間の尊厳』(1) — (11)⁽⁵⁾」および(本稿の前編である)「人間の尊厳と人間性に対する犯罪(1)」などの一連の論考の完結稿としての性格も兼ね備えている。本稿が主題とする問題は、各国の政治制度を比較検討する際の前提として、極めて重要な問題なので敢えて取り上げた。そもそも何のために政治制度があるのか。どのように立派な政治制度であっても、人間の尊厳がなければ何ら意味がないからである。政治制度を制度として成立させるものは人間であるので、人間性に対する犯罪や人間の尊厳の問題が基底にある。つまり政治制度の基底にある人間の罪過と密接にかかわる「罪責告白」——例えば、西ドイツの成立に先立って一九四五年一〇月一九日に、ドイツ福音主義教会協議会が行った罪責告白であるシュトウツガルト宣言⁽⁶⁾や、統一ドイツの成立に先立って一九九〇年四月一二日に、旧東ドイツの人民議会全会派が行った罪責告白⁽⁷⁾——なくば、戦後の新しいドイツ政治は始まらなかったのである。そこで、この問題の一端を比較検討したいと思う。

一、第二次世界大戦以前の「人間性に対する犯罪」

——一八六〇年アメリカ合衆国大統領選挙における共和党選挙綱領——

(一)

既に一七八九年八月に人権宣言が採択されたフランスでは、コンドルセ (Condorcet : 1743-1794) 侯爵が、その著『黒人奴隷に関する省察』のなかで奴隷制を非難して、「奴隷状態に至るまで人間の品位をおとしめ、人間を買い、売り、奴隷状態に置くことは、真の犯罪であり、窃盗よりも邪悪な犯罪である」と述べていた。更に続けてコンドルセは以下のように断言している。

仮に世論がこの種の犯罪を非難せず、国法がこの種の犯罪を黙認したとしても、かかる行為の本質を世論も国法も変更できない。仮にかかる世論が万人のものであり、人類が異口同音にかかる国法に賛成票を投じたとしても、かかる犯罪はそれでもなお犯罪である。⁽⁸⁾

ここでコンドルセは「人間性に対する犯罪」の性質を的確に述べている。すなわち、この犯罪は「多数決によってもその犯罪性を否定できないという意味で絶対的な」犯罪なのである。

エイブラハム・リンカーン (Abraham Lincoln) は、一八五四年当時弁護士として働いていた。しかしこの時、一八二〇年に締結され、三四年間にわたって合意事項となっていた「ミズーリ協定の妥協」が廃棄されて、奴隷(制を是とする)州が北緯三六度三〇分以北にも拡張される危機に直面した。この事件は、一八四六年に当選してから一期二年間⁽⁹⁾下院議員を務めた経験を持つリンカーンが、自らの政治的責任を再び自覚する契機となった。⁽¹⁰⁾ 彼はイリ

ノイ州ペオリア (Peoria) で一八五四年一〇月一六日に演説を行って、「奴隷制は人間の利己心という性質に基づき、奴隷制に対する反対は人間の正義を愛する心に基づいている。これら二つの原則は永久に敵対する」と明言した。リンカーンは更に続けて、奴隷制が拡大されるならば、今より後、必ずや衝突と激しい闘争と動乱が絶えることなく生じるであろうと述べて、引き続き生じたカンサス地方における流血の惨事を予想するがごとき発言を行っている。またリンカーンはこの時に以下のように述べた。すなわち、『ミズーリ協定の妥協』を廃棄し、すべての妥協を廃棄し、また「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福を追求する権利が含まれることを信ずる⁽¹¹⁾」と定める。一七七六年七月四日の「独立宣言を廃棄し、すべての過去の歴史を廃棄したとしても、あなた方は人間の本性 (human nature) を廃棄することはできない⁽¹²⁾」と。

リンカーンがこの演説の中で言及した、独立宣言の草案を起草したのは、トマス・ジェファートソン (Thomas Jefferson) であった。実のところ彼自身は奴隷所有者であった⁽¹³⁾。それにもかかわらず、ジェファートソンは独立宣言の草案において、英国国王が人間の本性そのものに対する残忍な戦争 (cruel war against human nature itself) を行って、「遠く離れた人民の人格に認められる生命と自由という最も神聖な権利を侵害し、……異なる半球において当該人民を奴隷の身分へと陥れ、(その人格を) 剝奪している⁽¹⁴⁾」と非難していた。この独立宣言の正文を開拓民の子弟たちは暗記するまで学んだという。また、人々は七月四日の独立記念日になると、星条旗の下に寄り集まってはこの宣言を朗読して、この国の自由と独立とを祝ったのであった⁽¹⁵⁾。

リンカーンが、一八五四年に結党された共和党の大統領候補として、合衆国大統領に初当選したのは、一八六〇

年の選挙でのことであった。その後共和党は、一八六一年以来一九三二年まで二名の民主党所属の大統領を許すかは、一貫して政権を担当することになった。⁽¹⁶⁾ 共和党の一八六〇年の選挙綱領は奴隷制を以下のように非難していた。まず決議第七号は、「合衆国憲法」が「合衆国のいづれか、またはすべての地域に奴隷制を導入すべきである」という「新しい教条 (dogma)」は、「危険な政治的邪説」であるともみなした。この教条は憲法の定める手続き規定と矛盾し、憲法の解釈と矛盾し、立法と司法の先例と矛盾する。また「革命的」傾向を有し、「国家の治安と調和」を覆す恐れがあると警告した。決議第八号は「合衆国の全領域」に「自由」が認められることこそが正常な状態である。憲法制定の父たちの精神にならって「すべての国家領域で奴隷制を廃止し」、(一七九一年に確定した「何人も法律の正当な手続きなくして生命、自由または財産を奪われてはならない」と定める)合衆国憲法修正第五条⁽¹⁸⁾に基づいて、この憲法規定に違反する立法化の試みに対して対決し、いついかなる時であれ、この憲法規定を守る立法を行うことこそが「我々の責務」であると謳った。こうして「合衆国のあらゆる領域」において「奴隷制を合法的存在」として認めようと試みる、かような「議会、地域的立法機関」ないし「すべての個人」の権威を否定したのであった。⁽¹⁹⁾ 続いて決議第九号は、以下のように「奴隷貿易」を「人間性に対する犯罪」であると非難し、その禁止を求めている。

我々は、我国の国旗の庇護の下に、司法権力のこじつけによって幫助された、昨今のアフリカ奴隷貿易の再開を、「人間性に対する犯罪 (a crime against humanity)」であり、かつ我々の国家と時代に対する「燃えるような恥 (a burning shame)」であるともみなして、かかる烙印を押す。我々は、議会が迅速かつ有効な手段を講じて、かかるいまわしい貿易を全面的かつ最終的に禁止することを要求する。⁽²⁰⁾

ここで明言された「人間性に対する犯罪」の概念が形造られるためには、歴史の進展のなかで一二年ないし二〇年の幅を持つと推察される、「人間性に対する犯罪」の概念化に至る前史があった。以下その過程をたどってゆきたい。

時代は少々さかのぼって一八四〇年となる。この年の大統領選挙における民主党選挙綱領は、奴隷制を始めて露骨に擁護した。すなわち当時既に「奴隷制廃止論者」たちは、「議会の活動によって奴隷制」の拡大を「阻止」しようと試みていた。これに対してこの年の民主党の綱領は、かような「すべての〔奴隷制を廃止するための〕努力」を「最も驚愕すべき、最も危険な帰結に至る企て」である、と明記して選挙戦に敗れた。この時以来、奴隷制の是非が各政党の大統領選挙における綱領上の問題として、俎上にのり始めたのである。⁽²¹⁾⁽²²⁾

奴隷制廃止の急先鋒は、自由土地 (Free Soil) 党である。自由土地党は一八四八年に結党され、新たに合衆国に編入されることになった地域に、奴隷制が導入されることを阻止するために活躍し、この年の大統領選挙で一〇・一%の得票を獲得した政党である。同党の一八四八年大統領選挙における選挙綱領は、「奴隷〔制を是とする〕引用者加筆の場合〔 〕」で示した。以下同じ。〕権力の攻撃に対して自由な労働の諸権利を擁護する。また自由な人間のために自由〔な労働が保障された〕地〔域〕を確保するという共通の決意に基づき、過去の一切の政治的相違をこえて、自由 (Freedom) のために、自由な人間の同盟として」結集したと明記していた。⁽²⁴⁾

引き続き自由土地党は、一八四八年五月にボルティモア (Baltimore) で開催された民主党大会と、一八四八

年六月にフィラデルフィア (Philadelphia) で開催されたホイッグ党大会⁽²⁵⁾の、両者において選出されたいずれの大統領候補に対しても、「奴隷制の拡張に反対する者は、節操 (consistency) と道義 (duty) と自尊 (self-respect) を犠牲としない限り支持できるものではない」と指摘した。更に「我々ここに集結した人々」は、「独立宣言が始めて表明された当時の建国の父たち」の宗教的伝統を想起する。かくして「我々の主義 (cause) の勝利を神に委ね、我々の主義を唱道する我々の努力を神が導いてくれることを祈って」奴隷制に反対し、「自由という国民的綱領」をここに樹立すると明言した。更に同党一八四八年綱領によれば、「合衆国議会は一人の国王を作る権限を持たないのと同様に、一人の奴隷を作る権限も持たず」、「君主制を制定し、確立する権限を持たないのと同様に、奴隷制を制定し、確立する権限も持たない」。このような権限は、憲法によって特別に授けられた権限には決して由来せず、憲法が含んでいる正しい意味にも反していると、自由土地党は付言した。したがって「連邦政府の責務は、連邦政府がこの問題について立法する憲法上の権限を有し、かくして、奴隷制の存在について責任を持つすべての領土内で、奴隷制を存在せしめ、存続させていることから生じるすべての責任から(奴隷制を廃止することによって、進んで)解放されること」であると自由土地党は主張した。具体的には「現在の自由(な労働が保障された)地(域)」へ「奴隷制が拡張されることを阻止する」ために、議会がその法令によって「すべての自由(な労働が保障された)地(域)における奴隷制を禁止」することを要求したのである。⁽²⁷⁾

当時、奴隷(制を是とする)権力につく人々は、「より多くの奴隷(制が敷かれた)州と、より多くの奴隷(制が敷かれた)地域とを求めて」論争を強いていた。かような要求に対して自由土地党は、「ノーモア奴隷州、ノーモア奴隷地域」という静かな、しかし最終的な回答を提示した。こうして我国(合衆国)において「苦難に耐えねばな

らない開拓者」、とりわけ「他国で抑圧され、追放された人々」が、「新世界で安住の地と進取の精神を發揮しうる場所を見い出すことができるために」、「我々の広大な領土における土地を自由であり続けさせよう」と宣言した。続けて「奴隷制とはもはや何ら妥協があつてはならない。もし妥協がなされたならば、かかる妥協は廃棄されねばならない」と自由土地党は決議している。²⁸⁾

最後に自由土地党は、一八四八年大統領選挙における選挙綱領の末尾で、以下のような象徴的な宣言を行った。

我々は、我國の国旗の上に「自由な土地 (Free Soil)、自由な言論 (Free Speech)、自由な労働 (Free Labor) および自由な人間 (Free Men)」という言葉を刻み込み、かかる国旗の下で我々は戦い続ける。勝利者を祝福する勝利が我々の労苦に報いてくれるその日まで、我々は休むことなく戦い続けるであろう。²⁹⁾

一八五二年の大統領選挙において、自由土地党は自由民主 (Free Democratic) 党と党名を変更して選挙戦を戦った。自由民主党一八五二年選挙綱領は前文で、我々は「合衆国の自由民主主義の代表者として」ここに結集した。我々は「悪に対して正義 (right against wrongs)」を、「奴隷制に対して自由 (freedom against slavery)」を擁護する、共通の決意によって一つに融合された。こうして我々は「アメリカ人民の知性、愛国心、および〔善悪を〕識別する正義感」を信頼する。また、先の自由土地党一八四八年選挙綱領と同じく、「我々の主義 (cause) の勝利を神に委ね、我々の主義を唱道する我々の努力を神が導いてくれることを祈り」、「すべての人間の誠実な判断力」に依拠するという厳肅な宣言を行った。³⁰⁾

自由民主党の一八五二年大統領選挙における選挙綱領第四号は、合衆国憲法修正第五条に言う「法律の正当な手続 (due process of law)」を再確認し、「君主制 (国王) と奴隷制 (奴隷) を創設する権限を自由土地党に倣つて

否定した。加えて、直ちに政府は奴隷制を終息させて、憲法上の立法権限を有するすべての場所で、奴隷制を存続せしめていることから生じるすべての責任から、進んで解放されるべきであると再び明言した。綱領第五号は「奴隷制の国家レベルでの法制化を求める、奴隷〔制を是とする〕権力の不撓不屈かつ執念深い要求」に対して、「明確にして最終的な」否という回答を行う旨を表明した。⁽³¹⁾ 続いて綱領第六号は以下のように述べている。

奴隷制は神に対する罪 (sin against God) であり、人間に対する犯罪 (crime against man) である。いかなる人間の立法行為も慣習も奴隷制を正当化しえない。したがってキリスト教、人間制 (humanity) および愛国心は、等しく奴隷制の廃止を要求する。⁽³²⁾

続いて綱領第七号において、具体的に一八五〇年暫定奴隷法は「合衆国憲法、モンローの原則、キリスト教の精神および文明を有する世界の心情」に反する。それ故にこの法律の「アメリカ人民に対する拘束力」を、言わば抵抗権に基づいて否認した。同時に同法の「即時かつ全面的な廃止」を要求している。⁽³³⁾

最終的に奴隷制に対する恒久的な解決法は、自由民主党の一八五二年選挙綱領第一〇号によれば、自由こそが全国民的であり、奴隷制は地域的利益にすぎないという「真理」を、実践的に認める以外にはありえなかった。そして連邦政府は、「奴隷制から完全に袂を分かちつて」、「自由の側に立つ」ことこそが必要である。したがって、この問題において妥協の余地は、現実には全く存在しない、ということが再び確言されたのである。⁽³⁴⁾

(三)

ここで、当時の奴隷(制を是とする)権力と奴隷制廃止を求める人々の対立状況を検討したい。

元来合衆国では、一八二〇年の「ミズーリ協定の妥協」によって、北緯三六度三〇分以北の新たな連邦領域では奴隷制度は排除されていた。⁽³⁵⁾しかし一八五四年一月にイリノイ州選出のS・ダグラス (Stephan A. Douglas) 上院議員は、新たに州として編入される予定地で、北緯三六度三〇分以北に位置するネブラスカ地域を二州、すなわちカンサス州とネブラスカ州に分け、奴隷制の採否は、当該地域の住民の過半数の意志にまかせるべきであるという「カンサス・ネブラスカ法案」を提起した。⁽³⁶⁾この法案は提案後直ちに上院を通過したが、下院では「ミズーリ協定の妥協」の即時廃止が狙上へのほり、このことは州制発足以前に、奴隷制が従来禁止されていた未組織の領土に拡大されることを意味したので、奴隷制に反対する勢力の反対の炎が全土に拡がったのである。この年に奴隷制の拡大に反対して共和党が組織された。⁽³⁷⁾

一八五四年一月中旬にオハイオ州選出の下院議員J・ギディングス (Joshua Giddings)、『ニューヨーク州選出の下院議員G・スミス (Gerrit Smith)』、『オハイオ州選出の上院議員S・チェイス (Salmon P. Chase)』、『マサチューセッツ州選出の上院議員C・サムナー (Charles Sumner)』他二名は、「議会における無党派の民主主義者の合衆国人民に対する声明」を発表した。この声明は「カンサス・ネブラスカ法案」を、自由な労働 (の権利) を蹂躪し、偉大なる西部を「奴隷所有者と奴隷が住む独裁政治の荒涼とした地域」にする、「極悪非道な謀略の極み」であると判断した。この声明によれば、同法案は「〔有権者に対する〕神聖な誓約を無礼千万にも裏切って」、「尊重すべき法〔秩序〕に対して背信行為を行う犯罪」であり、「圧制を合法化し、不正義を組織化して」広範な地域に拡大しようと企てるものであった。それ故に、同法案に対してありとあらゆる手段によって抵抗 (resistance) することを、「このアピールは呼びかけた。『なぜなら自由という主義 (cause) は神の主義と言えるからである』」。⁽³⁸⁾

他方一八五六年の大統領選挙における共和党選挙綱領は、「共和主義的な建国の父」と共に、「すべての人間」の「生命、自由と幸福を追求する不可譲の権利」を想起して、この権利を、連邦政府が有する「排他的管轄権」の下にある「すべての人間」に対して、保障することこそが、連邦政府の「第一義」かつ「最終的目的」となるべきであると確認した。更に「憲法」が統治権として「議会」に付与した合衆国領土上の「主権」を行使する際に、「議会の権利であり、かつ最も重要な責務」となるのが、「合衆国領土内における双子の野蛮な遺物である一夫多妻制と奴隷制」を禁止することであると認定した。⁽³⁹⁾

「カンサスリネブラスカ法案」によって、とりわけ奴隷制をめぐる南北間の対立の焦点となったのは、より南に位置するカンサス州であった。すなわち、カンサス州を自由州とするか奴隷州とするかは、双方の陣営の機先を制することに⁽⁴⁰⁾なった。それ故に両陣営は、意図的に移住をカンサス州に送り込み、その結果、武力対立を含む騒乱が惹起せしめられたのである。

かような混乱状況に直面して、一八五六年共和党選挙綱領は、一七八七年五月―九月起草のアメリカ合衆国憲法が、その前文によれば「より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫の上に自由の祝福が続くことを確保」⁽⁴¹⁾するために、人民によって制定されたにもかかわらず、「カンサス人民の憲法上の権利」が、詐欺的手段によって蹂躪されていると非難した。具体的には(一)「武装した軍隊」による侵略行為、(二)「偽の立法、司法、行政官吏」による軍事的制圧下での「専制的で反憲法的な法」の制定と施行、(三)「異常で、紛糾を招く公務宣誓」が「選挙権の行使と官職就任」の条件として強要されていること、(四)「公平な陪審員」の臨席の下で「迅速に、公開の裁判を受ける権利」が否定されている

こと、(五)「道理に合わない搜索と押収に対して、私的個人、私住所、私文書と私財を保護する人民の権利が侵害」されていること、(六)「法律の正当な手続き」を経ない「生命、自由および財産」の剥奪、(七)「言論と出版の自由」の侵害、(八)「カンサス人民の代表者選挙権」の失効、(九)「殺人、強盗、放火の扇動」と当該犯罪の犯罪者が処罰を受けずに放任されていることなどであった。⁽⁴²⁾これらの諸権利の侵害は、いかに深刻な対立が自由州か奴隸州かをめぐって存在していたかを示す実例といえよう。このような状況の下で生じた侵犯行為を、一八五六年共和党選挙綱領は、以下のように「人間性に対する重大な犯罪」であると判断した。同時に共和党は、この種の犯罪の犯罪者を事後的に処罰すべきであると主張した。この主張には単なる罪刑法定主義を超えうる契機も含まれていたのである。

これらすべての事を、現在の連邦政府は熟知し、是認し、処理してきた。そしてこの「憲法、連邦(合衆国)と人間性に対する重大な犯罪 (high crime against the Constitution, the Union and humanity)」に関して、我々は連邦政府、大統領、大統領の顧問、官吏、支持者、代弁者と従犯者を、この事件の前であれ後であれ、国家と世界に対して糾弾する。そして、これらの極悪非道な違法行為の実際の犯罪者と共犯者を、事後的に例外なく確実に、罪状に応じて処罰することが、我々の確固たる目的なのである。⁽⁴³⁾

以上のように、およそ一八四〇年から、一八六五年一月六日⁽⁴⁴⁾に合衆国憲法修正第一三条が確定して、連邦憲法の上で奴隸制が廃止されるまでの経緯の中で、既にいわゆる「人間性に対する犯罪」という概念の萌芽は成立していたといふべきなのである。但し、この段階では「人間性に対する犯罪」という用語とその概念が意味するところは、直ちに政治学ないし法学のテクニカル・タームとして一人歩きしていた訳ではなかった。この点でその意義は、

限定的に理解し、評価する必要がある。

二、第二次世界大戦以後の「人間性に対する犯罪」

——国連の条約におけるアパルトヘイトを中心に——

例一①：一九七三年一月三〇日に国際連合総会で採択され、一九七六年七月一八日に発効した「アパルトヘイト」という犯罪 (das Verbrechen der Apartheid : the Crime of Apartheid) の廃止と処罰に関する国際協定」は前文で、第一に、一九四八年二月一〇日の第三回国連総会で採択された「世界人権宣言」が、その第一条に記した「すべて人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等 (frei und gleich an Würde und Rechten geboren : born free and equal in dignity and rights) である」という文言と、第二条に記した「何人も、人権、皮膚の色……民族 (nationaler : national) 的出身、またはこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げられたすべての権利と自由とを享有することができる」という文言とを再考した。第二に、この協定は一九六八年一月二六日に国連総会において採択され、一九七〇年一月一日に発効した「戦争犯罪と人間性に対する犯罪に時効を適用しないことを定めた協定」⁽⁴⁶⁾が、「アパルトヘイト政策に起因する非人道的な行為」を「人間性に対する犯罪」とみなしていることに着目した。第三に「国連総会が、アパルトヘイト政策とその遂行を人間性に対する犯罪として非難する、多数の決議を採択してきた」ことを想起した。⁽⁴⁷⁾以上の歴史的経緯を振り返った後で同国際協定の第一条第一項は以下のように、アパルトヘイトを「人間性に対する犯罪」と規定したのである。

この協定の締約国は、アパルトヘイトが人間性に対する犯罪であり、アパルトヘイト政策とその遂行、およびそれに類似する人種による隔離と人種差別 (Rassentrennung und Diskriminierung : racial segregation and discrimination) 政策と、その遂行に起因する非人道的な行為が、国際法の原則、とりわけ国連憲章の目的と原則に違反する犯罪であり、国際平和と安全保障に対して重大な脅威を構成する、犯罪であることを宣言する⁽⁴⁸⁾。

例②：一九七八年一月二七日に国連教育科学文化機関 (UNESCO) 総会で採択された、「人種と人種的偏見 (racial prejudice) に関する宣言」は前文で、一九四五年一月一六日に採択され、一九四六年一月四日に発効したユネスコ憲章前文を回顧した。同憲章前文は「ここに終わりを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて、人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能とされた戦争であつた⁽⁴⁹⁾」と声明していた。続いて「人種と人種的偏見に関する宣言」の第一条第一項と第九条第一項は以下のように「人間の尊厳」を明言した。

第一条 (1) すべての人間は単一の種に属し、同一の族の子孫である。すべての人間は生まれながらにして尊厳と権利とについて平等であり、万人は人類の不可欠な部分を構成している。

第九条 (1) 人種、皮膚の色および出身にかかわらず、すべての人間とすべての人民が尊厳と権利について平等であるという原則は、国際法の一般に受け入れられ、かつ承認された原則〔換言すれば、強行規範 (Cogens)〕⁽⁵⁰⁾である。したがって国家が行うあらゆる形態の人種差別は、国際法違反を構成し国際的責任を喚起する⁽⁵¹⁾。

例③：「戦争犯罪と人間性に対する犯罪に時効を適用しないことを定めた協定」は、前文で「ニュルンベルク国

国際軍事裁判所条例 (Statut : charter) によつて承認された国際法上の原則」を確認した。続いて、「戦争犯罪と人間性に対する犯罪の告発と処罰」に関して、「従来定めてきた「厳肅な宣言、文書、協定」のいずれもが、「時効期間 (Verjährungsfrist : a period of limitation) について、規定していない」ことに着目した。かくして、この「国際法上最も由々しき犯罪」に時効を適用して、万一かかる犯罪の犯罪者の告発と処罰を怠るならば、「世界の世論 (Weltöffentlichkeit : world public opinion)」は黙認しえない。したがって、国際法上時効を適用しないことが緊急の必要事であると認定した。⁽⁵²⁾ 続いて同協定第一条は要旨以下のように規定した。

以下の犯罪が遂行された日時のかんにかかわらず、以下の犯罪に対して法的な時効 (gesetzliche Verjährung : statutory limitation) は適用されない。

(a) 戦争犯罪 (細則省略)

(b) 一九四五年八月八日のニュルンベルク国際軍事裁判所条例によつて定義された、……戦時に犯されたものであれ平時に犯されたものであれ、人間性に対する犯罪、アパルトヘイト政策に起因する「武装攻撃ないし占領による追放と非人間的行為」、および一九四八年(二月九日)のジェノサイド(集団殺戮)という犯罪の防止と処罰に関する協定⁽⁵³⁾において定義されたジェノサイドという犯罪。但し、当該行為が犯された国家の国内法規違反を構成していない場合でも、当該行為は犯罪に属する。⁽⁵⁴⁾

この規定の (b) 項を、本稿の前編⁽⁵⁵⁾に記された、一九四五年と一九四六年の戦争犯罪を定めた三つの法規と比較するならば、国際法上「人間性に対する犯罪」の概念と適用範囲が、一九六八年にこの協定が採択されるまでに、いかに拡大し深化してきたかが明らかになる。すなわち、一九四五年八月八日の(ニュルンベルク)国際軍事裁判

所条例六条(c)号、一九四六年一月九日の極東国際軍事裁判所条例五条c号では「戦前または戦時中」に犯された犯罪に限定していたが、本協定においては「戦時」と「平時」を問わずに「人間性に対する犯罪」が成立するとしている。加えて、アバルトヘイトとジェノサイドという、共に人種的偏見に基づいた二つの犯罪概念が、「人間性に対する犯罪」と並び称せられているのである。本協定の(b)項の文言上、更に注目すべき点は、「人間性に対する犯罪」の歴史的淵源として、(ニュルンベルク)国際軍事裁判所条例には言及しているが、極東国際軍事裁判所条例には言及していないことである。もとより両条例が互いに相反する内容ではないことは周知の事実である。しかしこの二つの国際軍事裁判所条例の取扱い上の相違の理由は、第一に、東京裁判では本稿の前編⁵⁶で既に述べたように、戦争犯罪と人間性に対する犯罪が未分化であったということ、第二に、「人間性に対する犯罪」概念が、ニュルンベルク裁判で具体的事実に基づいて定義されたことによると推定できる。しかし、この事実を口実として、旧日本軍の残虐行為が人間性に対する犯罪に該当しなかった、と判断することは毛頭できないであろう。

例④一九七三年二月二日に国連総会が決議した、「戦争犯罪と人間性に対する犯罪を犯した者の発見、逮捕、逃亡者引渡し、および処罰に際しての国際協力の原則」は、「戦争犯罪と人間性に対する犯罪を犯した者の告発と処罰を確実にするために」、国連としていくつかの「原則」を宣言した。第一にこの二つの犯罪は「どこで犯されたものであれ」捜査の対象となり、この二つの犯罪を犯した証拠がある者は「追跡、逮捕、犯罪者の引渡し」の対象となり、有罪と認定された場合には「処罰」の対象とされる。第二に、「すべての国家」が「自国民」を二つの犯罪⁵⁷のかどで「審理する権限」を有していると明言している。第三に「諸国家」は、この二つの犯罪が既に行われている場合には「停止」させ、これらから行われる虞がある場合には「阻止」する目的で、「双務的、多務的」な「相互

協力」を行い、この目的のために「必要な国内的、国際的措置」をとることが要請されることとなった。第四に、以上のような理由によって、一九六七年二月一四日の「政治犯の自国内への庇護に関する宣言」第一条に定められた「庇護」権、換言すれば政治的亡命権を、(1)「平和に対する罪」換言すれば侵略戦争、(2)「戦争犯罪」および(3)「人間性に対する犯罪」のいずれかを犯したとみなす「重大な事由 (Schwerwiegende Gründe : serious reasons) が認められる者に対して、諸国家は認めないものとした。⁽⁵⁸⁾ また、諸国家は上記の「国際的義務」に損失を与えうる「立法」行為ないし「その他の措置」をとらず、かつ「国連憲章の規定」にのっとり当該任務を遂行するよう要請されていることが明記されたのである。⁽⁵⁹⁾

以上、四つの国連における国際協定、宣言、決議された原則を検討してきた。これらの諸協約は必ずしも拘束力を持っていないので、その実効性に疑問が残る。しかし国連が「人間性に対する犯罪」を是正しようと努力し続けてきたことは、評価されてしかるべきであると思う。特に、南アフリカにおいてアパルトヘイトが終焉して、N・マデラ(Nelson Mandela)氏が黒人として初の大統領に選出された一九九四年四月末の総選挙⁽⁶⁰⁾は、我々の記憶に新しい。この黒人への権力移譲も、国際社会の永年にわたる南アフリカへの要請の積み重ねの結果であると言えよう。

三、「人間の尊厳」と良心

——「良心の神的性格」と「良心の限界性」の両面性について——

筆者は既に旧稿⁽⁶¹⁾において大西祝著『良心起源論』にふれ、「良心の命ずる義務」を誠意をもって行うことこそが、

「人間の尊厳」に真に奉仕する「自由」を与えることを示唆した。しかし、そこで述べられた良心を、万一「絶対視」するならば、錯誤に至る可能性がある。この危険性については「人間性に対する犯罪」の研究の中で後になって気付いた。それ故に旧稿を補完する意味で、「人間性に対する犯罪」ないし「人間の尊厳」と良心の關係について加筆したいと思う。

一九四五年から一九四六年にかけてナチスの戦争指導者を裁いた（ニュルンベルク）国際軍事裁判で確立され、一九四六年から一九四七年にかけて旧日本の戦争指導者を裁いた極東国際軍事裁判で確認された「人間性に対する犯罪」の原則は、「政府もしくは上官の命令に従って行ったのだという抗弁をもってしても、被告がその責任を免ぜられない」犯罪があることを、国際法上認定したものであった。この原則の本質は、「すべての兵士、すべての官吏、すべての人——キリスト教徒、ユダヤ教徒、ヒンズー教徒、（仏教徒）、回教徒、異教徒、無神論者のいずれであれ——が、『いかなる人間関係から生ずる義務よりも高次の』道徳的義務（良心の命ずる義務）⁽⁶³⁾をもっている、との信念に基づいて行動しなくてはならないというものであった。ニュルンベルクの法廷は、いずれのナチ被告人の〈宗教〉にも関心を示さなかったし、被告人が神ないし至高の存在を信じていたかどうかにも無関心であった。被告人が人間であるというだけで十分だったのである」。曰く、「本法廷は君の宗教的もしくは反宗教的な宣明には関心がない。君は人間である。であるからには君の良心は、ヒューマニティに対する犯罪（人間性に対する犯罪… crimes against humanity）を犯せとの命令に服すべきではない、このことを君に告げたはずである」と⁽⁶⁴⁾。

この論理によれば、良心の命ずる義務は絶対的な權威を持っている。しかし一方で「良心は決して誤ることがない」と言っているのではない、とM・R・コンヴィッツ（Milton R. Konvitz）は指摘する。他方、コンヴィッツは

トマス・アクィナス (Thomas Aquinas) の説を援用して自説を展開する。コンウィッツが理解したトマス・アクィナスの考えによれば、「良心は絶対的な拘束力を有し」、「良心に背く行動」は神に対する「罪」であり、常に悪である。けだし、「良心は——それが正しかろうとも誤っていようとも——ある行動が神によって命じられているということを宣明するものだからである」とみなされている。この説によれば、「良心に従わないと決心し」、したがって「神に従わないと決心する」時に、人は神に対する宗教的「罪」(53) を犯す」と考えられる。このことに異議を唱えようとは思わない。しかし、この説は「誤った良心の命令」に従った場合にも、「神の命令と信じていた」ことを盾に、宗教的「罪」には当たらないと極論して主張する可能性を残している。このような場合には、宗教的な絶対的権威の存在に対する誤信を犯していると筆者は思う。

むしろ私見によれば「誤った良心の命ずる悪」を行わない事実こそが要求される。そのために自らが行う行為の上での自己抑制的節制が必要となる。すなわち、自己責任の範囲内でのみ最小限度の権力を行使し、不可逆的な死刑のような刑罰を廃止するか、もしくは、廃止しえないとしても著しく限定的に運用する必要性が生じるであろう。また、人間は一人で生きている訳ではなく共同体の中で生活している。したがって、自らと異なる見解を持つ人々の意見の存在を認めることが肝要になる。その結果、自論の専横を防止し、例えば自らの信じるある一つの神観以外の異なった価値観に照らししても、果たして自己の行為が正しいと主張できるか否かを吟味する、このような義務が生じるであろう。トマス・アクィナス (1225?-74) の生きていた中世ヨーロッパのカトリック社会と今日の多元的社会的相違は、少数反対意見の自由が認められ、他者に対し、強制してもいいと考えられる絶対的価値が存在しなくなり、信仰が個人の私的生活に限定される場合が多くなったことである。人間は誤った良心に従って権力を振

るって他人の人権を侵害したならば、その結果生じた賠償の義務をもまた、当然果たすべきである。人間は自分の良心が錯誤しているという淡い可能性を予見ないし看取するならば、行動を停止ないし抑止すべき義務を隣人に対して負うている。万一、神に対する罪 (sin) といういわば主観的抽象物を盾に、人間、とりわけ権力の担い手が、自己の「結果」責任を逃れるならば、そのことの方が、どこかが、ずれている。特に仮に、「正しかろうとも誤っていないように」と良心のみが「神の」(絶対的)命令を示すものであるとみなすならば、個人の意識のレベルではこの論理も許容されるかもしれないけれども、公的権力者の言い逃れとして用いられるならば、良心の専制に至る虞がある。ただし宗教上の責任はコンウィッツが理解したトマス・アクイナスの説に従えば、神に対する良心の罪に起因する責任であるのに対して、政治学上の責任は「ある行動の(予見しうる)結果の責任を負うべきである」⁽⁶⁶⁾からである。逆言すれば、罪刑法定主義も認められない「人間性に対する犯罪 (crime)」は、予見されうるあらゆる良心の錯誤を想定しても、良心が誤る余地がないほど明白なものに限定されるのである。⁽⁶⁷⁾

かような良心の錯誤の可能性を認めることにこそ、人間の能力を越えるものを認知する宗教の「叡智」と歴史を支配する「神の摂理」の意義がある。我々にとって重要なのは、良心を口実として自己の行為を宗教的に正当化することではない。むしろ、あらゆる行動に先立って、自己の良心さえも誤りうるという可能性があることを謙虚に認め、自己の認識能力の限界を深く心にとめることではないかと思う。かかる観点からV・E・フランクル (Viktor E. Frankl) は、宗教的な人間は自らの良心を絶対的なものと考えず、その限界を認識するが、「非宗教的な人間は良心を究極的なものと考え、自らがそれに対して責任を持つべき最終的な審判者と考えている」⁽⁶⁸⁾、「しかしながら、良心は責任がそれに向けられるべき究極的なものではない」。良心は「究極の一つ手前のもの」であると指摘する。

もとより「責任は良心に根ざしている」⁽⁶⁹⁾。このことは誰も否定しない。しかし、人間は自らの良心にも「良い良心と悪い良心がある」⁽⁷⁰⁾のではないかという疑義を常に持つ必要がある。かような訳で『新約聖書』の「ヘブル書」第一〇章第二二節は「(私たちの)心に(主の血を)振りかけられて、悪しき良心(Böses Gewissen)から(清められ)るべきこと」⁽⁷¹⁾を説き、『新約聖書』の「第一ペテロ書」第三章第二二節も「明かな良心を神に願ひ求め」⁽⁷²⁾ている。しかし残念なことに、人間は絶対的に正しく、明白な良心を持ちえないか、極めてまれにしか持たない。例えば、カトリックの倫理・神学者B・ヘーリング(Bernhard Haring)も「汝らは汝らが、事実、汝らの良心を〔公的なカトリックの教えに矛盾しつつも、なおも〕正直かつ誠実に形作った〔と主張しうる〕かどうか、当然、自問しなければならぬ」⁽⁷³⁾と注意を喚起して、自称の良い、しかし実のところ「悪い良心」に対して警告している。だから万一、ヒトラーを始めとするナチス戦犯の亡霊が成仏できずに、「我々は自己の良心に従って五九七万八千人のユダヤ人を粛清した」と公言する場合には、「残念ながらあなたがたの良心は誤っている。あなたがたは悪い良心に囚われている」と一蹴しなければならぬであろう。戦争責任や奴隷制における「人間性に対する犯罪」を考える時に、「良い良心」を求めることは不可避的に第一義となるであろう。他方で、良心の限界を知るところに宗教は始まる、ということも同じように熟慮に値するのである。

四、戦争犠牲者たちが語りかけるもの

君見ずや青海の頭 古来白骨人の収むる無し 新鬼は煩冤し旧鬼は哭す 天陰り雨湿うとき声啾啾

表1 第二次世界大戦における戦死者数

	軍人	民間人	合計
ドイツ (1937年国境内)	3 760 000	2 060 000	5 820 000
外国におけるドイツ人居留地	380 000	1 020 000	1 400 000
オーストリア	170 000	24 000	194 000
イタリア	390 000	166 000	556 000
アメリカを除く連合国	610 000	690 000	1 300 000
ポーランドを除く東欧・南東欧	680 000	3 810 000	4 490 000
ポーランド	320 000	4 200 000	4 520 000
ソ連	13 600 000	6 700 000	20 300 000
アメリカ	229 000	—	229 000
日本	1 200 000	600 000	1 800 000
日本を除く東アジア*	6 400 000	5 400 000	11 800 000
行方不明者 (おそらくは戦死 したとみなされる)			3 000 000
負傷者			35 000 000
戦死者・行方不明者の総計			55 409 000

本表は、S. H. Ebeling/W. Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd. 4, Westermann, 1982, S. 195. 成瀬治・松俊夫訳『全訳世界の歴史教科書シリーズ15 西ドイツIV』(1972年版の邦訳)(帝国書院・1982年)161頁による。(※表2を参照。)

杜甫「兵車行」より (74)

数知れない戦争犠牲者の死が持つ意味は何であろうか。遺骨さえも回収されず海の藻屑となった人々の無念、逝去の日付を知ることさえままならなかった遺族、のみならず、日本の戦没者の数倍、十数倍にも達しうる被侵略国の戦争犠牲者と戦後の餓死者の遺志を思う。太平洋と欧州大陸の両者を合わせた第二次世界大戦全体で生命を失った者——一説には五五四〇万九千人——は概数でしか判明していない。おそらくは生命を失ったと思われる行方不明者——右の概数のうち三〇〇万人——の運命は今日まで解明されていない(表1、表2、表3および表4参照)。

一九七〇年二月七日に西ドイツのヴェイリー・ブランド(Willy Brandt)首相は、第二次世界大戦後、ワルシヤワのゲットーに建てられたユダヤ人犠牲者追悼碑に献花するに際して、「自発的に」⁽⁷⁵⁾ただ無言でひざまずいた。

表2 東アジアにおける第二次世界大戦の戦死者数

	軍人・ゲリラ	民間人	合計
中華人民共和国	3 000 000	10 000 000以上	13 000 000以上
インドネシア(きわめて不正確)		2 000 000	2 000 000
フィリピン	50 000	1 000 000以上	1 050 000以上
朝鮮半島(きわめて少なめ)		200 000	200 000
ビルマ(きわめて不正確)		50 000	50 000
中華民国	30 000	民間人不明	30 000
シンガポール(虐殺)		5 000以上	5 000以上
インド(ほとんど餓死)		3 500 000以上	3 500 000以上
インドシナ(餓死)		2 000 000以上	2 000 000以上
日本	1 850 000	650 000	2 500 000

本表は、戦争犠牲者を心に刻む会編『アジアの声：侵略戦争への告発』（東方出版・1986年）5頁。歴史学研究会編『歴史家はなぜ『侵略』にこだわるか』より出典。（但し、「告発」という同書の表題は「天に代わりて不義を討つ」という色彩があって、100%信用できない。人間は天に代わることはできないからである。）なお、インドシナ(現ヴェトナム)における餓死について、1945年ヴェトナム民主共和国独立宣言は「去年(1944年)のおわりから今年(1945年)のはじめにかけて、クアン・チから北ヴェトナムにかけて、200万をこえるわれわれの同胞が飢え死にした」と記している。（高木・木延・宮沢編『人権宣言集』（岩波文庫・1957年）347頁（稲子恒夫）。鮎京正訓著『ベトナム憲法史』（日本評論社・1993年）176頁。）

表3 2つの世界大戦における戦死者数

	第一次世界大戦		第二次世界大戦			
	軍人	民間人	軍人	民間人		
				爆撃による	大量殺戮 ゲリラ戦 による	東側よりの 逃亡ないし 旧領土よりの 追放による
ドイツ	1 800 000		3 160 000	430 000		1 220 000
在外ドイツ人	—		430 000	—		1 020 000
オーストリア	1 200 000		380 000	100 000		
ロシア/ソ連	2 000 000		13 600 000	—	7 000 000	
フランス	1 400 000		340 000	—	470 000	
英国	900 000		326 000	62 000		
イタリア	500 000		330 000	—		
ポーランド	—		320 000	—	4 200 000	
ユーゴスラビア	—		300 000	—	1 400 000	
アメリカ	100 000		259 000	—		
日本	—		1 200 000	600 000		
世界	10 000 000	500 000	総数 55 000 000	〔内、空襲、大量殺戮、ゲリラ戦、追放 などによるもの 20-30 000 000〕		

本表は、Friedrich Lucas, *Menschen in ihrer Zeit*, 4(In unserer Zeit), Ernst Klett, 2. Aufl., 1988, S. 126-127.による。

表4 欧州におけるユダヤ人大量殺戮数

国名	1939年9月の ユダヤ人数	ナチス・ドイツ によって 殺戮された数	その比率
ポーランド	3 300 000	2 800 000	85.0%
ソ連(ドイツ占領地)	2 100 000	1 500 000	71.4
ルーマニア	850 000	425 000	50.0
ハンガリー	404 000	200 000	49.5
チェコスロヴァキア	315 000	260 000	82.5
フランス	300 000	90 000	30.0
ドイツ	210 000	170 000	81.0
リトアニア	150 000	135 000	90.0
オランダ	150 000	90 000	60.0
ラトヴィア	95 000	85 000	89.5
ベルギー	90 000	40 000	44.4
ギリシャ	75 000	60 000	80.0
ユーゴスラヴィア	75 000	55 000	73.3
オーストリア	60 000	40 000	66.6
イタリア	57 000	15 000	26.3
ブルガリア	50 000	7 000	14.0
その他(デンマーク、エストニア、ルクセンブルク、ノルウェー、自由都市ダンツィヒ)	20 000	6 000	30.0
総計	8 301 000	5 978 000	72.0

本書はEbeling/Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Bd.4, Westermann, 1982, S.168. 所収のR. Schnabel: *Macht ohne Moral. Eine Dokumentation über die SS*. Frankfurt am Main 1957, S.513. による。

なお、全世界にいるユダヤ人総数は、この殺戮の結果として、1939年の16,724,000から1986年の12,967,900へと減少し、戦後50年後の今日でも、殺戮以前の日口まで回復していないのである。(『臨時増刊AERA:よみがえるヨーロッパ:東欧崩壊と世界・日本』(朝日新聞社・1990年2月10日号)46頁(守 誠)、参照。)

以上表を掲載してきたが、表2の数値は、かような意味で検証されたものではない。つまり、いずれも推定値にすぎず、「その結果として、各国の人口構成に今なお具体的な欠損が存在する」という類いの検証作業を通じて、証明されていないからである。

また表2は、1955年体制下で、親米・自民に対する、親ソ・社会というイデオロギー論争を展開した一方の当事者の主張と推定されるので、政治的中立性の観点からその信憑性は割り引いて考えるべきであろう。しかし、従来の保守体制では受け入れられなかった、別の視座を提示しているので、見解の多様性にとってはプラスと思い、敢えて掲載した。但し、政策論争主体の冷戦後の今日においても、例えば、日本の原子力への平和利用には反対するが、旧ソ連の原子力潜水艦からの核たれ流しを放置するといった矛盾した立場を取るならば、表2の数値が、どれだけ信頼度を獲得できるかは、疑問である。

ブランドは後に、「言葉がなんの役にも立たないとき、人間がすることをしたにすぎない」と語った。⁽⁷⁶⁾

一九八八年五月五日にモスクワ大学で講演した土井たか子社会党委員長は、「日本人とソ連の人々の真の和解」のために「日本人捕虜のシベリヤ抑留」問題に言及した。「土井委員長によれば」日本の「侵略戦争」の故であったとしても、一箇月足らずの戦闘で生じた約六〇万人の日本兵捕虜が戦争集結後長い場合には四年も抑留されたことを説明、紹介し、「なぜこのような長期抑留や過酷な取扱いが生じたのか、いまなお日本人は知りたがっています」と付言することを忘れなかった。一九九一年四月一五日にソ連のミヒアイル・ゴルバチョフ (Michail Gorbatschow) 大統領は、ハバロフスク市の日本人墓地に献花し、黙礼した。「ソ連首脳がこうした記念碑を公式に訪れたのは異例のこと」であった。⁽⁷⁸⁾

真の国民的和解のためには、戦争犠牲者たちの無言の語りかけ (unvoiced cry) に答えるためにも、一九七二年九月の日中国交正常化に際して周恩来中国首相が田中角栄首相に北京で語ったように、「前事を忘れず、後事の師とする(前事不忘 後事之師)⁽⁷⁹⁾」ことが大切である。換言すれば「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです⁽⁸⁰⁾」という、静謐な省察が我々一人一人にとって必要なのである。泰緬鉄道を扱った映画『戦場にかける橋』の舞台、クワイ川に近い戦争資料館の入り口には「許そう、しかし忘れない (FORGIVE BUT NOT FORGET)⁽⁸¹⁾」と記されているという。

かようにして魂の浄化を求める時、戦争の傷跡が癒されることを切望するならば、われらは「除くあたわざる罪を摘発してはならない⁽⁸²⁾」という内村鑑三の晩年の言葉を心の片隅に置いておいた方が良いと思う。ここで述べられた「罪」は、政治的・法的犯罪——人間に対する犯罪 (crime against man) ——ではなく、倫理的・宗教的罪悪

感——神に対する罪 (sin against God) ——であるが、⁽⁸³⁾両者の関連性は究極的に否定できないからである。

本稿の主題に直接に関連する問題を、一九九一年一月二二日に訪日したオランダのベアトリックス (Beatrix) 女王陛下は、宮中晩餐会で要旨以下のように言及した。

不幸なことに第二次世界大戦の出来事により、両国民の間に深い溝が生じました。数多くのオランダ国民が戦争の犠牲になりました。軍隊の一員として巻き込まれた者もいましたが、十万人以上の民間人もまた、何年もの間、抑留されました。これは、日本ではあまり知られていない歴史の一章です。⁽⁸⁴⁾多数の我が国の同胞が戦争で命を失いました。帰国できた者にとっても、その経験は生涯、傷跡として残っています。これらの人々はたとえ時は過ぎてても、今なお痛みや苦しみに悩まされているのです。⁽⁸⁵⁾

日本は旧オランダ領東インド (現インドネシア) を占領し、約一四万人のオランダ人を抑留し、強制労働に従事させ、そのうち約一万八千人が死亡した⁽⁸⁷⁾という。このような「苦い体験を真摯な目で認識することこそ、憤りや恨みに満ちた気持ちを克服する一助になるはず⁽⁸⁸⁾です」というのが、ベアトリックス女王陛下の真意であった。

幾多の人々の貴い犠牲の上に戦後の政治は始まった。「人々が東西南北に散在する軍人たちの墓地を思うとき、今日、多数の人々は『軍人たちは無駄死にしたのか』という苦悩を思いめぐらし、悲嘆を味わう」。あまたの民間人、無辜の諸国民の犠牲者たち、餓死した者、強制労働によって酷使されて生命を失った者——こういった「死者たちは黙っているのだろうか」と、一九四五年一月二五日に当時ヴェルテルンベルク・バーテン州文化相であったテオドル・ホイス (Theodor Heuss: 後の連邦大統領: 一九四五年から一九五九年在職) は問いかける。「死者たちは黙って語らない」。しかし「死者の声は耳を傾けてくれる者を探し求めている」。第一に、ヒトラーの圧政に抵抗

してこの世を去った人々は、諸外国の人々に対して、「もう一つの別の〔真の〕ドイツ〔人がこの〕国〔にいたこと〕が〔彼らの〕痛ましい〔犠牲の〕死によって明らかになること」を切に望んでいるのである。第二に「死者の声は我々〔ドイツ人自身〕にも語りかける」。曰く「犠牲者たちは忘れ去られるべきではない」と。「ある〔たつた〕一人の人間〔――ヒトラー――〕の犯罪的な意志と狂気との命令によって死に至らしめられた場合に、かような人々はそもそも歴史的に無意味であったのであろうか」。そうではないであろう。確かに、「我々は恐怖におびえ、虐げられ、屈辱感にさいなまれたけれども、ドイツ史上、最も暗く汚れた時代を無力にも生きてきたと告白せざるをえない」。それでもなお、「二度とかかる事態が生じないようにと願って」我々自身と我々国民の名前を再び〔宗教的贖罪によつて〕浄化 (reinen) することを、我々は自らの義務と感じるのである」とT・ホイスは述べた。⁽⁸⁹⁾

おわりに

本稿の第一節は、アメリカ合衆国において一八六五年に奴隷解放を規定した、合衆国憲法修正第一三条の確定に至る経緯の中で表明された、「人間性に対する犯罪」という主張に着目した。第二節は、第二次世界大戦後の国連の手による、「人間性に対する犯罪」という概念の国際法上の確定作業と確定された内容に触れた。第三節は、「人間性に対する犯罪」は良心が誤る可能性がないほど明白なものに限定されるべきことを示した。最後に第四節では、「人間性に対する犯罪」を教訓として、戦争犠牲者の無言の語りかけに答えるべきことを再確認した。

以上の論考の中で解明できなかった現実上の諸問題として、例えば以下のようなものがある。(一) 国連の「戦争

犯罪と人間性に対する犯罪に時効を適用しないことを定めた協定」第一条(b)項が、「平時」のジェノサイドをも処罰すべきことを定めているのに、なぜ、戦時ではなく、平時に遂行されたポル・ポト派 (Khmer Rouge) のジェノサイドが、いかなる理由で末だに罰せられないのか。法的にいかなる詭弁が成り立つにせよ、政治的に責任は逃れられないはずである。(二) クウェートに侵略したS・フセイン (Saddam Hussein) は、同時にクウェート国民に対して犯した「人間性に対する犯罪」のことでなぜ審かれないのか。(三) 旧日本軍の従軍慰安婦に対する処遇は、「人間性に対する犯罪」という罪刑法定主義や時効が認められない戦争犯罪に相当するといえるのではないか。⁽⁹⁰⁾だが、こういった個人の主観にとって余りに鮮明すぎる問題を直ちに扱うことは、学問上、中立的立場に立つことを要請される学術論文にはなじまないかもしれない。

『新約聖書』の「テモテ前書」第五章第二四節は、かような状況の下で、犯罪行為の解明が遅々として進まない現実を「或る人の罪」⁽⁹¹⁾は明白にして直ちに審きを受け、他の人の罪は後になって判明する」と描写している。これは人類にとって千数百年も昔から繰り返されてきた「矛盾」と言えないこともない。しかし、すべての罪悪は、「後になって」、個人の主観にとっても客観視できるだけ期間が過ぎた時に(始めて)(必ずや)「判明する」ものであるとするならば、それで満足しなければなるまい。

かような観点に立つて、一七世紀のドイツの詩人フリードリッヒ・フォン・ローガウ (Friedrich von Logau) は、「応報」と題する以下のような短い詩を遺しているのである。

神の水車はめぐることゆるやかなり、されども挽くこと精巧なり、
神は忍耐をもつてたたずみ待つておられるが、⁽⁹²⁾確実にすべてをこなす。

注

(1) 本稿の前編とは「人間の尊厳と人間性に対する犯罪(1)」「早稲田政治公法研究35号」(一九九一年)一八九—二四頁のことである。ちなみに前編の目次は左記の通りであった。

はじめに

一、戦争犯罪としての「人間性に対する犯罪」

(A) 戦争犯罪に占める「人間性に対する犯罪」の領域

(B) 極東国際軍事裁判における R・B・パール判事(インド代表)の少数意見から

(C) 「人間性に対する犯罪」の内容

(D) 「人間性に対する犯罪」のドイツ国内法への適用

(2) 「人間性に対する犯罪」の他の邦訳例の掲載文献については、注(1)前掲論文二一九頁、注(1)を参照。

(3) 『現代用語の基礎知識』(自由国民社・一九九一年版)六六頁。川田侃・大島英樹編『国際政治経済辞典』(東京書籍・一九九三年)二八二—二八三頁(宮崎 繁樹)。Hermann Menge, *Langenscheidts Taschenwörterbuch. Der Lateinischen und Deutschen*

Sprache, 1988, 41. Aufl., S. 77, 237.

(4) 「人種的偏見」という点に関して言うならば、一九〇六年にアメリカ合衆国が日系移民(日本国籍を離脱してアメリカ国籍を取得しない非帰化人)の公民権を認めず、不動産や株券の所有も認めない「新帰化法」を制定したことに注目したい。この「差別」は、牛馬のごとく黙々と働く日本人の並外れた勤勉性に対する「偏見」によって、黄色人種である日本人に対して向けられたものであった。これに対する対策として、日本は一九一九年パリ講和会議において国際連盟規約に「人種平等」主義条項を加えるよう提案している。だが、米、英、ポロランド、ブラジル、ルーマニアの賛同を得られず、この条項は成立しなかった。(幣原平和財団「幣原喜重郎」(国立国会図書館内幣原平和財団・一九五五年)一四一—一四二頁。宮原安春『誇りて在り』(講談社・一九八八年)八三—八五頁。)

国際連盟結成時のこの出来事に着目して、極東国際軍事裁判においてインド代表のバル(Rahabinod B. Pal)判事は、少なくとも第二次世界大戦以前には「人道の觀念の絶えざる拡大(widening sense of humanity)」は認められなかったと指摘した。続いて、「依然として一国——大英帝国——」による他国の支配が存続し、諸国家の隷属が依然として指弾されることなしに、

広く行われ、かついわゆる国際法上の社会はかような一国の支配を、単に支配国家の国内問題であるのみならず続けているという事実を加えるならば、かような社会が、人道 (humanity) を基礎とするものであると、たとえ、うわべにだけでも言うことが、どうしてできるのか本官にはわからない」と疑問を呈した。(International Military Tribunal for the Far East, *Judgment of the Hon'ble Mr. Justice (Rabbinod B.) Pal Member from India*, p.136 朝日新聞社法廷記者団『東京裁判』(東京裁判判行会・一九六二年)下、四〇八頁。東京裁判研究会編『パール判決書』(講談社学術文庫・一九八四年)上、三三七頁。)

当時のかような情勢を鑑みて、内村鑑三は一九一三年(大正二年)六月に「人たるの価値と尊厳」のあるべき姿について以下のように言及した。

人は人である。彼は白人でない、また黒人でない、彼は黄色人種でない、また銅色人種でない。彼はヨーロッパ人でない、またアフリカ人でない、日本人でない、また米国人でない。我は日本人であつて彼は外国人であると言つて彼を差別する者は、我はヨーロッパ人であつて彼はアジア人であると言われて彼の排斥するところとなる。人は人であつて神の子である。

皮膚の下に、国籍の上に、人たるの価値と尊厳を認めずして、人類を友として世界に拡がることはできない。(『内村鑑三全集』第二〇卷(岩波書店・一九八二年)八頁。鈴木俊郎編『内村鑑三所感集』(岩波文庫・一九七三年)三三六四頁。)

(5) 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(1)」「(11)」は『早稲田政治公法研究23号』—33号』(一九八七—一九九一年)に連作で発表された。また筆者は「人間の尊厳と基本価値論争」『同研究34号』(一九九一年)において一九七〇年代西ドイツにおける論争も行っている。

(6) 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(6)」『早稲田政治公法研究28号』(一九八九年)二六五—二六六頁。

(7) 清水望『国家と宗教』(早稲田大学出版部・一九九一年)六一—六二—六四頁。

(8) Marcel Dorigny, transl. by Denis Mahaffey, "Jacques-Pierre Brissot (1754-1793) : The Société des Amis des Noirs and the Abolition of Slavery", *Édité par Artis. For Human Rights : Histories, Images, Voices*, Artis, 1989, p.70.

(9) なお、リンカーンが選挙地盤であるイリノイ州の州都、スプリングフィールド(Springfield)を離れ、首都ワシントンで実際に下院における議会活動に従事したのは、「一八四七年二月から一八四九年三月まで」である。(Roy P. Basler(ed.), *The Collected Works of Abraham Lincoln*, Rutgers U. P., I, 1953, pp.406-519 ; II, 1953, pp.1-39, Don E. Fehrenbacher, *Abraham Lincoln : Speeches and Writings 1832-1858*, The Library of America, 1989, pp.841-842 (Chronology); 岩木八尺・齊藤光記

- 『リンカーン演説集』(岩波文庫・一九五七年)二〇頁。)
- (10) Osborn H. Oldroyd, *Works of Lincoln, O. H. Oldroyd*, 1895, p.41.
- (11) F. N. Thorpe, *The Federal and State Constitutions Colonial Charters, and other Organic Laws of the State, Territories, and Colonies now or heretofore forming the U. S. A.*, Government Printing Office, 1909, vol. I, p.3.
- (12) Oldroyd, op. cit. (note 10), p. 15. なお、リンカーンは当初、奴隷制拡大反対のみを主張し、決して奴隷制廃止論者ではなかった。一八五四年一〇月四日以降、リンカーンは奴隷制を公然と批難するようになった。Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and The Men Who Made It*, 1957, Vintage Book ed. リチャード・ホフスタッター著、田口富久治・泉昌一訳『アメリカの政治的伝統I』(岩波書店・一九九二年)二一九―一九五(二五六)頁。
- (13) Marian D. Irish/James W. Prothro, *The Politics of American Democracy*, 5th ed., Prentice-Hall, 1971, p.32.
- (14) John Hope Franklin, "Slavery and the Constitution", ed. by L. W. Levy/K. L. Karst/D. J. Mahoney, *Encyclopedia of the American Constitution*, Macmillan Publishing Co., 1986, vol. 4, pp.1688-1695(1688).
- (15) Laura Ingalls Wilder, *Little Town on the Prairie*, Harper & Row, 1941(1953), pp.73-76. L・I・ワイルダー著、鈴木哲子訳『大草原の小さな町』(岩波書店・一九八五年)一〇〇―一〇四頁。この自伝的小説においては、「本当に自由であるためには地上のどんな権力にも服従しないが、自分の良心には服従しなくてはならない。自由であるということは、自分が良い人でなくてはならないことである」という、象徴的な教えが語られているのである。
- (16) 飯坂・清水・堀江・宮里編『世界政治ハンドブック』(有斐閣・一九八二年)八頁(堀江謙・前田寿一)。なお、二名の民主党所属大統領とは、G・クリーヴランド(一八八五年―一八九年、一八九三年―一八九七年在職)とW・ウィルソン(一九一三年―一九二〇年在職)である。(片岡寛光・奥島孝康編『アメリカの政治』(早大出版部・一九九四年)七〇―九四頁。)
- (17) 実は、一八六〇年の共和党綱領は、激しい対立と野次の中で、辛うじて採択されたものであった。したがって、それは反奴隷制という点で一枚岩の団結を誇るものではなかった。Hofstadter, op. cit. (note 12). 邦訳、一五八―一五九頁。
- (18) Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, vol. IV (The Americas), 2nd Part, Martinus Nijhoff, 3rd. ed., 1970, p.1206.
- (19) A. Schlesinger, *History of American Presidential Elections 1789-1968*, vol. II, Chelsea House Publishers, 1971, p.1126.
- (20) Schlesinger, op. cit. (note 19), vol. II, p.1126.

- (21) Schlesinger, op. cit.(note 19), vol. II, pp.691,723
- (22) 山本幹雄「アメリカ合衆国の発展：政治——一九世紀における政治権力の軌跡『岩波講座世界史20』(一九七一年)四一二頁。
- (23) 岡沢憲美「政党」九八頁、表4—6、片岡・奥島、注(16)前掲書、所収。Schlesinger, op. cit.(note 19), vol. II, p.918.
- (24) Schlesinger, op. cit.(note 19), vol. II, p.902.
- (25) Ibid.(note 19), vol. II, p.866.
- (26) Ibid.(note 19), vol. II, pp.902-903.
- (27) Ibid.(note 19), vol. II, p.903.
- (28) Ibid.(note 19), vol. II, p.904.
- (29) Ibid.(note 19), vol. II, p.905.
- (30) Ibid.(note 19), vol. II, pp.953-954.
- (31) Ibid.(note 19), vol. II, p.954.
- (32) Ibid.(note 19), vol. II, p.954.
- (33) Ibid.(note 19), vol. II, p.954.
- (34) Ibid.(note 19), vol. II, p.955.
- (35) Schlesinger, op. cit.(note 19), vol. II, p.1009.中屋健一編『世界の歴史11』(中央公論社・一九六一年)一一八二頁。
- (36) Schlesinger, op. cit.(note 19), vol. II, p.1009.中屋、注(35)前掲書、一一〇〇—一一〇一頁。
- (37) Schlesinger, op. cit.(note 19), vol. II, p.1011.
- (38) Ibid.(note 19), vol. II, p.1012.
- (39) Ibid.(note 19), vol. II, p.1040.
- (40) 中屋、注(35)前掲書、一一〇二—一一〇七頁。なお、より北側に位置するネブスカ州の州都名はリンカーン(Lincoln)と称し州章や州旗に明記された。州の標語は「法の前の平等」となっている。また、カンサス州の州章や州旗に明記された州の標語は、「困難を通じて星をめざそう」となっており、州政発足時の苦汁に満ちた経験を物語っているとものとれよう。(外務省北米局監修『最新アメリカ合衆国要覧』(東京書籍・一九九二年)九四、九八頁。)

- (41) Peaslee, op. cit. (note 18), p.1195.
- (42) Schlesinger, op. cit. (note 19), vol. II, p.1040-1041. なお、原文には「人民が武器を所持する権利が侵害されている」とも明記されている。
- (43) *Ibid.* (note 19), vol. II, p.1041.
- (44) Peaslee, op. cit. (note 18), p.1208.
- (45) Hrsg. v. B. Simma/U. Fastenrath, *Menschenrechte : Ihr internationaler Schutz*, div. 2, Aufl., 1985, S. 6. United Nations (UN), *Human Rights — A Compilation of International Instruments*, UN Publication, 1988, p.2. 横田喜三郎・高野雄一『国際条約集一九九一』(有斐閣) 五七頁。
- (46) Simma/Fastenrath, a. a. O. (Ann. 45-I), S. 111-114. UN, op. cit. (note 45-II), pp.147-150.
- (47) Simma/Fastenrath, a. a. O. (Ann. 45-I), S. 101-102. UN, op. cit. (note 45-II), pp.69-70. 田畑・竹本・松井・葉師寺『国際人權条約・宣言集』(東信堂・一九九〇年) 七四頁。
- (48) Simma/Fastenrath, a. a. O. (Ann. 45-I), S. 102. UN, op. cit. (note 45-II), pp.70-71.
- (49) UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization), *What is Unesco?*, UNESCO, 2nd. ed., 1960, pp.41-45 (41). W. H. C. Laves/C. A. Thomson, *Unesco : Purpose, Progress, Prospects*, Indiana U. P., 1957, pp.415-425 (415). 横田他、注(45-III) 前掲書、三三六頁。
- (50) 強行規範(ユースコーゲンス)とは、「いかなる逸脱も許容されないものとして、国際社会全体によって受諾され、かつ承認された」一般国際法規範秩序の頂点に位置する上位規範である。(一九六九年条約法に関するウィーン条約第五三条。横田他、注(45-III) 前掲書、一一〇頁。) 国際司法裁判所の判決によれば、強行規範に相当する「侵略行為および集団殺害(殺戮)の非合法化、人間の基本的権利に関する原則および規則——奴隷制度および人種差別に対する保護を含む——については、国々の義務が絶対的であり、その義務の遵守を確保することにすべての国が法的利害関係をも」ち、したがって、内政不干渉の原則を盾に強行規範逸脱に対する他国の非難を拒否できないのである。(大平善悟・皆川洗編『国際法講義』(北樹出版・一九八〇年) 二四頁(皆川)。)
- (51) UN, op. cit. (45-II), pp.137,141.

(52) Simma/Fastenrath, a. a. O. (Ann. 45-D), S. 111-112. UN, op. cit. (note 45-II), pp.147-148.

(53) 日本が「ジェノサイド」という犯罪の防止と処罰に関する協定」(ジェノサイド条約)に、一九九一年二月一日の時点で未加盟であったことは理解に苦しむものである。この条約には東西ドイツ、イタリアという旧敗戦国を始めとして、世界一〇三箇国が加盟していた。(横田他、注(45-III) 前掲書、六一〇―六一八頁。)この条約は前文で「ジェノサイドは国際法の下での犯罪であり、国連の精神と目的に反し、かつ文明世界より有罪と宣告された」ものであることを表明していたのである。(Simma/Fastenrath, a. a. O. (Ann. 45-D), S. 107. UN, op. cit. (note 45-II), pp.143 横田他、注(45-III) 前掲書、一〇四頁。田畑他、注(47-III) 前掲書、五四頁。

(54) Simma/Fastenrath, a. a. O. (Ann. 45-D), S. 112. UN, op. cit. (note 45-II), pp.148-149.

(55) 拙稿、注(一)前掲論文、一九一―一九二、二二七頁。

本稿の前編で論及した三つの規定を参考までに列挙する。

(一) 国際軍事裁判所(ニュルンベルク裁判)の一九四五年八月八日の条例第六条(c)号

人間性に対する犯罪、すなわち、戦前または戦時中に民間人に対して行われた殺害、根絶的大量殺人、奴隷化、強制連行、その他の非人間的 (inhumane ; unmenschlich) 行為、ないし犯罪の遂行によるものか、犯罪と結び付いた、政治的、人種的ないし宗教的理由での迫害、かかる犯罪に対して国際軍事裁判所は、犯罪行為が行われた国の法律に、当該行為が違反しているか否かとは無関係に、権限を有している。

(二) 極東国際軍事裁判所(東京裁判)の一九四六年一月一九日の条例第五条(C)号

人間性に対する犯罪、すなわち、戦前または戦時中に民間人に対して行われた殺害、根絶的大量殺人、奴隷化、強制連行、その他の非人間的行為、ないし犯罪の遂行によるものか、犯罪と結び付いた、政治的ないし人種的理由での迫害、かかる犯罪に対して極東国際軍事裁判所は、犯罪行為が行われた国の法律に、当該行為が違反しているか否かとは無関係に、権限を有している。

(三) 一九四五年十二月二〇日の「戦争犯罪、平和に対する犯罪ないし人間性に対する犯罪の罪過を負う者の処罰に関する(対ドイツ占領) 連合国管理委員会の法律第一〇号」第二条(C)号

人間性に対する犯罪。残虐行為、犯行。上述の(犯罪の) 事実構成要件をすべて網羅しているわけではない、以下の実例

- を含む。例えば、殺人、根絶、奴隸化、強制連行、不法監禁、拷問、強姦などその他の民間人に対して犯された非人間的行為。政治的、人種的ないし宗教的理由での迫害。なお、これらの犯罪行為が行われた国の国内法に違反しているか否かは問わない。
- (56) 拙稿、注(一)前掲論文、二二二—二二七頁。
- (57) UN, *op.cit.* (note 45-II), p.151. 以下、第二号において war crimes against humanity と誤植されているが、正しくは、war crimes and crimes against humanity である。 Cf. United Nations, *United Nations Action in the Field of Human Rights*, 1988, p.293 (paragraph 81).
- (58) 既に一九五一年六月二八日の「亡命者の法的地位に関する協定」第一条F項(a)号は、(1)平和に対する犯罪、(2)戦争犯罪および(3)人間性に対する犯罪の三者のいずれかを犯したと推定される「重大な事出」が認められる者を、「亡命者」とみなすものとして定められている。(Simma/Festenthal, a. a. O. (Ann. 45-D), S. 147-163(150), UN, *op. cit.* (note 45-II), pp.294-311(297)横田他、注(45-III)前掲書、八八—九三(八九)頁) また本文に記載されたのと同じ理由で上記(一)から(三)の三犯罪のいずれかを犯したと推定される「重大な事出」が認められる者は、「無国籍者 (Stateless person)」として保護される者からも除外されるものとを、一九五四年九月二八日の「無国籍者の法的地位に関する合意」第一条第三項第三号は規定していた。(Simma/Festenthal, a. a. O. (Ann. 45-D), S. 173-185(174), UN, *op. cit.* (note 45-II), pp.282-294(283), 田畑他、注(47-III)前掲書、一五—一五三(一五二)頁)。
- (59) UN, *op. cit.* (note 45-II), p.151-152. 本節全体については更に Igor P. Blishchenko, "Responsibility in Breaches of International Humanitarian Law", UNESCO, *International Dimensions of Humanitarian Law*, Henry D. I./UNESCO/Martinius N. P., 1988, pp.283-296(284-287)を参照。
- (60) *Time*, May 9, 1994, pp.12-24. かくして、およそ三〇〇年にわたって続いてきた多数者黒人に対する、少数者白人の独占的支配が終った。そこで黒人は二級市民としてではなく、三級ないし四級市民として扱われてきたのである (p.17)。
- (61) 拙稿「ホン基本法における「人間の尊厳」(5)」「早稲田政治公法研究27号」(一九八九年)三三—四一頁。
- (62) 既に「英国の国際法学者フィリップソン (Phillipson) は、その著 *International Law and the Great War*, 1915, pp.260-261. に おいて、「上官の命令によって行われたときは、犯罪的性質を有しない」という主張は、……不適切かつ非常識な結論に到達するで

あろう」として、「非常識な責任転嫁論」を批判していた。(横田喜三郎『戦争犯罪論』(有斐閣・一九四七年)一六六―一六七頁。)かような訳で、(ニュルンベルク) 国際軍事裁判所条例第八条は、「被告人がその政府または上官の命令に従って行動したという事実は、被告人を責任から解放するものではない。但し、刑罰を軽減する根拠として考慮することをさまたげない」と規定しているのである。(横田、注(62)前掲書、二七二頁。法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集第一巻』(一九六三年)一七―一八頁。)

(63) 『新約聖書』の「ローマ人へ」第二章第二―第五節には、「異教人は良心によって神の法律を知る」旨が記されており、何らキリスト教の知識を持たずとも、キリスト教の「律法の命じる(ものと同じ)行いが異教人の心に書きつけられている」ことがあると指摘し、キリスト教の知識とは別個に、人類に共通する良心の命令があることを示唆している。塚本虎二訳『口語新約聖書ローマ人へ』(聖書知識社・一九六六年)五頁参照。

(64) Milton R. Konvitz, *Religious Liberty and Conscience: A Constitutional Inquiry*, The Viking Press, 1968, pp.99-100. M. R. コンウィッツ著、清水望・滝澤信彦訳『宗教の自由と良心』(成文堂・一九七三年)一四七―一四九頁。

「人間性に対する犯罪」が本来、「法的」犯罪というよりも、「神に対する倫理的罪悪観」であることに着目すると、「戦場で敵兵を殺した」という事実そのものが、帰還兵の良心を生涯にわたって苦しめ続ける可能性がある。(読売新聞、一九九三年一月三〇日二三面参照。) 逆言すれば、戦場で「武器をもって行う戦役を拒否する」権利(ボン基本法第四条第三項)が主張される根拠の一つが、「人間性に対する犯罪」の存在となることを要す。

(65) *Ibid.* (note 64), p.102. 邦訳、一五―一五二頁。

(66) Max Weber, *Politik als Beruf*, 8. Aufl., Duncker & Humblot, 1987, S. 58. しかし結果責任であることを理由として「目的は不当な手段をも正当化する」とは主張できない。丸山真男『戦中と戦後の間』(みすず書房・一九七六年)四三九頁参照。

(67) 『新訳聖書』の「マタイ伝」第二章第三―第三節においても、「聖霊に対する罪 (die Sünde gegen den heiligen Geist)」は「この世でも来るべき世でも決して赦されないと記されており、「良心が誤る余地がないほど明白な罪」と同じく、通常の罪以上の罪があると想定されているのである。(Die Bibel: Nach der Übersetzung Martin Luthers, Deutsche Bibelgesellschaft, 1985(1988), S. 17(der Titel von Matthäus 12, 31-32). 塚本虎二訳『福音書』(岩波文庫・一九六三(一九八〇)年)一〇六頁。)

(68) Viktor E. Frankl, *Der unbewußte Gott*, Amandus Verlag, 1948, S. 79; Kösel Verlag, 6. Aufl., 1985, S. 49. V. E. フラン

- クル著、佐野利勝・木村敏訳『識られざる神』(みすず書房・一九六二年)六八頁。拙論「ボン基本法における『人間の尊厳』(4)」『早稲田政治公法研究26号』(一九八八年)二七—二七三頁参照。
- (69) Hrg. v. Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, *Bundeskonzler Brandt: Reden und Interview*, 1971, S. 447. 直井武夫訳『平和のための戦い』(読売新聞社・一九七五年)一〇八一—一〇九頁。
- (70) 合田初太郎『律法と福音』加藤正夫『使徒第三〇五号』(使徒社・一九八八年)九頁。拙論「ボン基本法における『人間の尊厳』(8)」『早稲田政治公法研究30号』(一九九〇年)一三二頁。
- (71) 鈴木娉美『内村鑑三の非戦論』岩島公『水遠の日本第七五号』(水遠の日本社・一九八二年)八頁。Verlag der Zürcher Bibel, *Die Heilige Schrift*, 1955(1971), S. 296 拙論注(68)前掲論文・二七四頁。
- (72) 日本聖書協会一九五四年訳『新訳聖書』二七〇頁。
- (73) *Der Spiegel*, 6. 4. 1970, S. 190.
- (74) 福原龍蔵『杜市』(講談社)一七二頁。細田三喜夫『中国名詩鑑賞辞典』(東京堂出版・一九七七年)一一頁。
- (75) *Scala: Jugendmagazin*, Sonderheft Nr. 5, 1970, S. 42-43.
- (76) 『読売新聞』一九九二年一〇月一〇日四面。
- (77) 『月刊社会党』一九八八年七月号(日本社会党中央本部機関誌局)三二—三三頁。
- (78) 『夕刊読売新聞』一九九二年四月一日。
- (79) 南京大虐殺被害者追悼献植第一次訪中団『緑の贖罪』(日中協会気付「南京献植」事務局・一九八七年)一三頁。なお、元々の言葉は、司馬遷撰著『史記』「秦始皇本紀第六」に所収の、野諺(世俗の諺)に曰く、「前事の忘れざるは、後事の師なり。」(前事之不忘、後事之師也。)]によるものである。(吉田賢抗著『史記一(本紀)・(新釈漢文大系38)』(明治書院・一九七三年)三九四—三九五頁。)

但し、戦争の犠牲となった中国の主張も、必ずしも、一貫性を持っている訳ではない。例えば、中華人民共和国は、日中関係が悪化すると南京大虐殺の事実を前面に出して宣伝し、日本との関係を改善したくなくと対日賠償請求運動の活動家を百人近くも拘束している(『読売新聞』一九九四年三月一九日二面。)からである。このように政争の具とすることは、残念ながら「戦争責任問題」の真の解決にはマイナスだと思ふ。

また、南京大屠殺受難同胞記念館には「遭難者 (victims) 130万と刻まれている。『緑の贖罪』(五二頁) (二) で「死者」とは明記せず「遭難者」と記したことの持つ意味は、癒され難い傷を負うて後、引き続いて生存している犠牲者も含まれるからであらうと思う。

- (80) Richard von Weizsäcker, *Von Deutschland aus: Corso bei Siedler*, 13. Aufl., 1987, S. 20. Hrsg. v. W. Benz/D. Moos. *Das GG und die BRD: Bilder und Texte zum Jubiläum: 1949-1988*, Verlag Moos & Partner/Rehm Verlag 1989, S. 138. Hrsg. v. Ulrich Gili/Winfried Steffani, *Eine Rede und ihre Wirkung*, Verlag Rainer Roll, 2. Aufl., 1987, S. 180. 永井清彦訳『荒野の四〇〇年』(岩波書店・一九八六年) 一六頁。
- (81) 『読売新聞』一九九一年一〇月六日三〇面。
- (82) 『内村鑑三全集』第三五巻(岩波書店・一九八三年) 四五〇頁。山本七平編『内村鑑三文明評論集(四)』(講談社・一九七八年) 二八四頁。
- (83) 『新渡戸稲造全集』第九集(教文館・一九六九年) 二一九—二二二頁。罪過を表明し、謝罪せざる犯罪 (crime) を政治的に許すことはできないであらう。これに対して宗教的罪 (sin) は、キリスト教神観の下では、例外的に一方的に被害者が許すこともありうる。(塚本虎二訳『福音書』(岩波文庫・一九六三年) 二二八九頁。) 但し、通常は、加害者が損害を加えることを停止した後に、始めて許すことができると考えられる。ただし、万一、加害者が損害を加え続ける時点で許すならば、加害の事実を是認することになりかねないからである。したがって、かような宗教観は万人に要求しえない。しかし、万一、かかる贖罪観が自発的に生じるならば、加害者が改心——キリスト教的に言えば回心——へと導かれる土壌を作りうると思う。
- (84) この事実を、例えば、家永三郎『戦争責任』(岩波書店・一九八五年) でも扱われていない、言わば歴史上の盲点であった。
- (85) 『日本経済新聞』一九九一年一〇月三日三九面。
- (86) *The Japan Times*, October 23, 1991, p.2.
- (87) 注(58)を見よ。
- (88) 同前。
- (89) Theodor Heuss, *Die Grossen Reden*, Rainer Wunderlich Verl., 1965, S. 70-71.
- (90) 従軍慰安婦問題ネットワーク『従軍慰安婦問題アジア連帯会議報告書』(同ネットワーク・一九九二年) 四七頁(福島瑞穂)。

(91) 日本正教会訳『我主イイススハリストスの新約』(正教本会版・一九八五年)六二六頁などを参照した私訳。

(92) 保守的な日本人が従来、太平洋戦争を「侵略戦争」と客観的に認定しなかった理由も、戦争の主観的な記憶が余りに生々しいからであった。即ち「東京裁判においてA級戦犯七名と、更に、東京以外の軍事法廷でBC級戦犯六一名が(死刑判決を受けて)裁かれた。ところで、この軍事裁判は戦勝国が一方的に戦敗国を裁いた点で『正義』に反する。であるから、戦争犯罪人こそが犠牲者である。また、これら戦争犯罪人と我々保守的な日本人は精神的に一体である。であるから、我々保守的な日本人としては、夢にも『侵略戦争』であるとは、認定できない」(『自由新報』一九九四年一月吉日、号外(深谷隆司特集)を参照。)以上の保守的な論理が成立していた支持者という上壊は、「侵略戦争だった。間違った戦争だった」と客観的に認定した(『日本経済新聞』一九九三年八月二日一面)。細川護熙首相の登場で変わり始めたと言える。この事実が、戦争に直接に参加した旧日本軍人の遺族の主観的な生々しい記憶が、風化しつつあることを、逆に証明しているかもしれないと思うと、内心複雑な思いがする。なお、第二次世界大戦が「侵略戦争」であったという史実の認定は、一九八二年八月二六日に、宮沢喜一官房長官が「教科書の検定」に対する近隣諸国の批判に「十分に耳を傾け、政府の責任においては是正する」と談話を発表して以来、公的に認知されたものであった。(『日本経済新聞』一九八二年八月二七日、一面)。

ちなみに、「侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使である」と、一九七四年二月一四日の国連第二九回総会で採択された『侵略の定義に関する決議』は明記している。(横田他、注(45-113)前掲書、四三三頁。)

(93) Friedrich von Logau(1604-1655), *Sinngedichte*, translated by H. W. Longfellow(1807-82), in: *The Poetical Works of Henry Wadsworth Longfellow*, Ward, Lock & Co., n. d., pp.649-650. 内村鑑三著、山本泰次郎編『日一生』(教文館・一九六〇(一九七八)年)一八八頁。)。